

## 桂川町監査告示第 1 号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項、並びに桂川町監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき財務監査・行政監査を行ったので、同法同条第9項及び同基準第14条第1項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

### 記

- |            |  |
|------------|--|
| 1 監査の対象    | 社会教育課  |
| 2 監査の実施年月日 | 令和8年1月13日・14日・15日  |
| 3 監査の実施場所  | 桂川町監査室   |
| 4 監査の内容    | 主として令和5年度・令和6年度事務等全般の執行状況                                    |
| 5 監査の方法    | 提出された監査調書の内容を精査するとともに、関係者から説明を聴取。                            |
| 6 監査の評価項目  | 住民の福祉の増進に努めるとともに、その事務等の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的であるか。       |
| 7 監査の結果    | 令和5年度・令和6年度の財務及び事務の執行については、おおむね適正であると認めました。                  |
| 8 所感       | 施設の老朽化が認められるため、将来的な財政負担の平準化を図る観点から、中長期的な施設保全計画の策定について検討されたい。 |

令和8年1月15日

桂川町監査委員 稲岡良平

桂川町監査委員 杉村明彦